

## 第4章 進行体制と進行管理

### 第1節 推進体制

「循環型社会形成推進基本計画」（環境省 平成 25 年 5 月）において、循環型社会の形成に向けて、国民、NGO/NPO、大学、事業者、地方公共団体それぞれに期待される役割が掲げられ、連携・協働体制を築くことが望まれているように、本市においても各関係主体との情報共有、情報交換等を通じて連携を図り、循環型社会における適正な一般廃棄物の処理を推進します。

#### 1 国民の役割

国民は、自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていくことが期待されます。

#### 2 NGO/NPO、大学等の役割

NGO/NPO、大学等は、地域における環境保全活動に取り組むなど、自ら循環型社会の形成に資する活動の担い手となることに加え、専門的或いは学術的な知見を生かして、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を果たすことが期待されます。

#### 3 事業者の役割

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、持続的発展に不可欠な自らの社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を果たし、とりわけ、法令遵守（コンプライアンス）を徹底し、排出者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理の発生を防止することが求められます。

また、拡大生産者責任を踏まえて、製品が廃棄物となった後の適正な循環利用・処分に係る取組への貢献や、情報公開など透明性を高める努力を行うことが期待されます。

#### 4 地方公共団体の役割

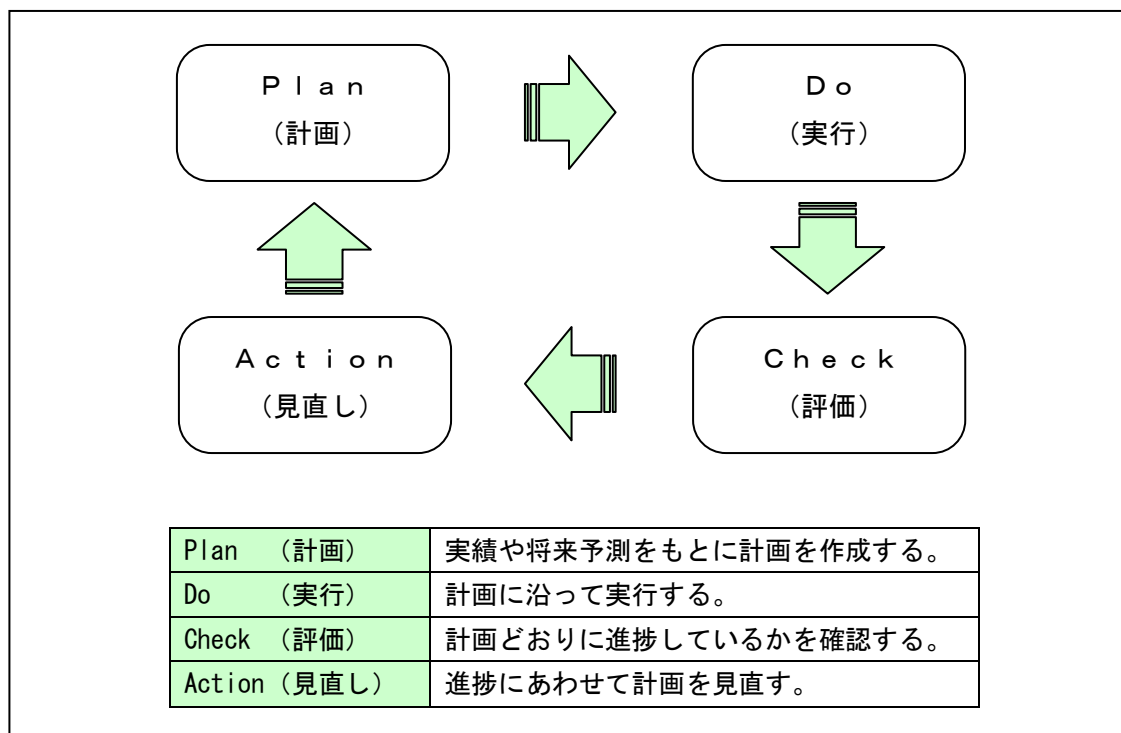
地方公共団体は、地域循環圏の形成など地域における循環型社会を形成していく上で中核的な役割を担っており、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすことが期待されます。

特に、都道府県は、広域的な観点から管下の市町村等の調整機能を果たすことが、市町村は、地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められます。

## 第2節 進行管理

本計画を効率的に運用し、実効性のあるものにするため、適切な進行管理計画を立てることが必要です。一般的に計画等の継続的改善を図ることを目的として、P D C Aサイクルと呼ばれる進行管理が導入されています。本計画で掲げた数値目標等の実現のためにも、P D C Aサイクルを取り入れることとします。

本計画においては、1年毎に施策の進捗を管理するためのサイクルと、約5年毎に実績と数値目標を比較・評価するためのサイクルが必要です。



### 1 進行管理サイクル（1年サイクル）

1年毎に計画進捗の管理をするために、毎年作成する一般廃棄物処理実施計画を活用するものとします。一般廃棄物処理実施計画は単年度ごとに一般廃棄物処理に関する事業計画を策定するものですが、あわせて、当該年度に取り組む施策等を具体的に定め、実行に移すものとします。1年経過した後に、一般廃棄物処理実施計画の達成状況の確認・評価をします。また、市民の関心を高めるため、その結果については、ホームページ等により公表します。これら評価については、次年度の一般廃棄物処理実施計画に反映するものとします。

### 2 進行管理サイクル（5年サイクル）

比較的長い期間を見据えた計画進捗の管理をするために、一般廃棄物処理基本計画を活用するものとします。一般廃棄物処理基本計画には目標年度（中間目標年度も含む）における数値目標を定めており、対象年度の実績と数値目標を比較することが可能です。また、推計等に用いた基本的事項が変動することを考慮し、おおむね5年毎に見直しを行うものとしていますが、5年以内であっても基本的事項の大きな変動があった場合には、その都度見直しを行うものとします。